

(公財)かながわ国際交流財団「中期計画」
【第3期】

令和 3～7 年度
(2021-2025 年度)

目 次

はじめに	- 2 -
I 財団を取り巻く環境の変化と課題	- 3 -
II 基本目標	- 5 -
III 取組方針	- 6 -
IV 取組方向	- 8 -
V 取組内容	- 9 -
VI 財団運営	- 12 -
VII K P I（重要業績評価指数）の設定	- 13 -
<参考資料>	- 15 -

*用語について

「外国籍県民」「外国人・外国人住民」

国籍でとらえる場合は「外国籍県民」、日本に居住する外国籍の方、外国にルーツを持つ方、帰化などにより日本国籍を取得した方など多様な方々を表現する場合は「外国人・外国人住民」とし、文意に即した使い方をしております。

はじめに

公益財団法人かながわ国際交流財団（以下、「財団」と呼称）の前身の一つ、「(財) 神奈川県国際交流協会」は、神奈川県が提唱する「民際外交」の推進母体として昭和 52（1977）年に設立され、地域と地域を結ぶ国際交流と国際協力、さらには県内に居留する外国人の方たちを支援する「内なる国際化」の取り組みも進めてきました。

また、もう一つの前身である「(財) かながわ学術研究交流財団」は、開発、人権、平和、環境問題などの地球的規模の課題に取り組み、人文・社会科学分野における大学院レベルの研究・研修、人材育成事業を進めるため平成 4（1992）年に設立され、高度人材が集積する「知の拠点」としてさまざまな事業を展開してきました。

平成 19（2007）年には、両組織が相互に関連し補完しあう役割と事業展開をしてきたことを踏まえて統合し、「公益財団法人かながわ国際交流財団」として生まれ変わり、多文化共生、N G O／N P O等との連携・協働、国際人材育成、学術文化交流を推進してまいりました。

平成 28（2016）年度からは、第 2 期中期計画（2020 年度を最終年度）のもとで、多言語情報メールサービス「INFO KANAGAWA」などの各種媒体による生活情報の提供のほか、「多言語支援センターかながわ」の運営を開始し、平成 31（2019）年度からは対応言語数を 11 言語に拡大するなど、多文化共生の取り組みに力を注いできたところです。

一方この間、我が国の人口減少と高齢化は進展し、生産年齢人口の減少に伴い、外国人労働者受入れの必要性が高まったことから、平成 30（2018）年に「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」）が改正され、新たな在留資格が創設されるなど法令整備も進んできています。

このため、県内の外国人住民は今後も一層の増加が見込まれ、「多文化共生」の推進の必要性はさらに増し、今や地域の喫緊の課題になっているとも言えます。

財団は、地域と外国人住民の「架け橋」として、長きにわたり県をはじめ各種行政機関、地域の国際交流関係活動団体、外国人住民、専門家などと連携して多文化共生社会の実現を目指す事業を進めてきました。そして、今まさに地域における「多文化共生」の取り組みの必要性が格段に高まる中で、県レベルの地域国際化協会としての役割の発揮やこれまで培ったノウハウやネットワークなどを生かした活動の強化が求められています。

こうした認識のもと、「多文化共生の地域社会づくり」に重点的に取り組んでいくことを主眼に据え、令和 3（2021）年度を初年度とする 5 年間の新たな中期計画を定めることとしました。

Ⅰ 財団を取り巻く環境の変化と課題

第2期計画の策定から5年が経過し、この間、県内の外国人住民に関わる状況などに大きな変化が生じています。以下は、新たな計画策定にあたり踏まえていくべき重要な環境変化や課題を整理したものです。

1 増加し多様化する外国籍県民

県内の外国籍県民は、令和2(2020)年1月現在、228,275人であり、直近5年間で28%増加しています。また出身国、地域は173であり、近年では、ベトナムやネパール出身者の顕著な増加が見られ、人数の増加とともに多様化もしています。

地域別にみると、人数では、政令市三市で全体の73%を占めていますが、政令市以外でも、外国籍県民が1,000人以上居住している市町村が14あります。また外国籍県民の比率では、県全体の平均2.5%に対し、高い順に、愛川町(7.3%)、箱根町(5.5%)、綾瀬市(4.8%)など、全国的に見ても比率の高い市町が県内に点在する状況となっています。

なお、歴史的な経緯から、永住者などの「身分又は地位に基づく在留資格」を持つ外国人が県内在住の外国人の半数以上であり、定住化も進んでいます。

2 外国人労働者の増加

令和2(2020)年10月末現在、県内で外国人労働者を雇用している事業所数は16,925か所、外国人労働者数は94,489人であり、平成21(2009)年に比較し、事業所数で10,702か所(63.2%)、労働者数で62,789人(66.5%)の増加となり、ともに増加の一途をたどっています。

また外国人労働者を在留資格別でみると、「身分に基づく在留資格」(42.8%)、「専門的・技術的分野の在留資格」(23.6%)が、それぞれ全国平均(31.7%)、(20.8%)を上回る一方で、「資格外活動」(16.2%)、「技能実習」(14.9%)は全国平均(21.5%)、(23.3%)を下回っているのが神奈川県の特徴と言えます。

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、新たに創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は260人となっています。

3 激甚災害や感染症など非常時における支援

近年では、熊本地震や北海道胆振東部地震のような大きな地震災害が発生しており、また気候変動に伴い、かつてない大きな被害をもたらす風水害も頻発しています。

さらには、新型コロナウイルス感染症など公衆衛生に係る新たな緊急事態も発生しており、外国人住民もその影響を大きく受けています。

外国人住民や外国人観光客の増加に伴い、災害時に被災する外国人も増えることから、緊急事態時の情報や支援情報等の迅速かつ解りやすい発信やきめ細かい相談などの支援の強化が求められています。

4 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえた取り組み

入管法の改正（平成 30(2018)年 12 月）等により、今後、本格的な外国人労働者の受入れが見込まれることに伴い、国では、様々な「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が進められています。

神奈川県もその方向性に沿って外国人材の受入れ環境の整備を進めており、財団でも「多言語支援センターかながわ」の事業拡大への対応などが図られているところです。外国人住民の生活課題が多様化・複雑化する中であって、地域生活に必要な情報の迅速・正確な発信や的確な相談対応が一層重要となっています。

また同時に、受入れ側の企業や地域等で、外国人住民が活躍している先進事例を集めるなど、社会的関心を高めることが大切です。

5 「日本語教育の推進に関する法律」への対応

令和元(2019)年 6 月に「日本語教育の推進に関する法律」が成立し、地方公共団体の責務が規定され、これを受け、神奈川県により、令和 2 (2020)年 3 月に「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」が取りまとめられました。また、県内の外国人住民への日本語教育支援やボランティアの養成を担ってきた「神奈川県立国際言語文化アカデミア」（以下、「アカデミア」と呼称）が、令和 3 (2021)年 3 月末に廃止となりました。

こうしたことを受け、財団は神奈川県と共にアカデミアで実施してきた事業のノウハウも活用しながら、県内の地域における日本語教育の推進に取り組んでいく必要があります。

6 地域における多文化共生推進主体の連携・協働

令和 2 (2020)年 9 月に改訂された総務省の「地域における多文化共生推進プラン」では、市町村は、「外国人住民の最も身近な行政機関として必要な施策を着実に推進する」こと、また支援の取り組みに当たっても、地域の NGO/NPO 等、国際交流協会、外国人の自助組織等、幅広く、外国人住民に関わる組織等との連携を図ることとされています。

今後、外国人住民との連携・協働による地域の活性化や、地域における日本語教育の体制づくりなど、新たな取り組みも期待されており、県や財団、市町村や NGO/NPO 等など、地域の推進主体の連携・協働は益々重要になっています。

地域の様々な主体と共に多文化共生を進めてきた財団には、培ってきたノウハウやネットワークなどを活かすとともに、県レベルの地域国際化協会としての役割の発揮が求められています。

7 多文化共生の一層の意識啓発

多文化共生社会実現のためには、共生の必要性や意義についての幅広い理解が重要であることは言うまでもありません。一方で、近年のいわゆる「ヘイトスピーチ」の問題については、平成 28 (2016)年 5 月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定され、県内でも条例制定の動きがみられるものの、今後の広がりなどは懸念されますし、また、新型コロナウイルス感染拡大による外国人住民への影響の深刻化など、地域における新たな課題も生じています。

入管法の改正に伴い、今後外国人労働者の増加が見込まれている中で、改めて、広く一般県民、将来を担う青少年、企業・団体などを対象に、差別や偏見のない、多文化共生の意識啓発の一層の働きかけや積極的な情報提供などを行う必要があります。

II 基本目標

『 ちがいを豊かさに

～多文化共生社会“かながわ”に向けた人づくり・地域づくり～ 』

多様な国・地域出身の県民が暮らす神奈川では、偏見や差別を排除し、全ての人々の人権が尊重され、一人ひとりが対等で、心豊かに暮らすことができる、平和に共に生きる社会を構築することが求められています。財団は、引き続き、多文化共生社会「かながわ」の実現に向けて、多様性を理解・尊重できる「人づくり」と外国人住民が暮らしやすい「地域づくり」に取り組んでいきます。

日本の総人口は急速に減少しており、少子化や高齢化の進展による生産年齢人口の減少により、これからの経済・社会を支えるためには外国人労働者の受入は不可避となっており、そのための国の取組も進んでいます。現在、神奈川県では、県民の約40人に1人が外国籍県民となっていますが、今後、外国籍県民の比率はますます大きくなるものと予想されます。

今後、学校、職場、地域においても、多様なルーツを持ち文化や生活習慣の異なる人々が増え、これまで以上に、共に学び、働き、生活することとなります。そうした、「共に生きる」ことにより生じることとなる「ちがい」は、時には葛藤や軋轢を生むかもしれませんが、それ以上に多様な人々が社会を構成することで、豊かな発想や新たな価値が生まれ、地域の活性化など、社会の「豊かさ」にもつながります。

わたしたち「かながわ国際交流財団」は、「ちがい」を、「壁」としてではなく「豊かさ」への源泉として捉えることができるような様々な提案や支援を行ってまいりたいと考えております。

新たな中期計画策定に当たり、こうした財団の使命や思いを発信するとともに、『「多文化共生」＝外国人住民と共に生きることは、これからの地域社会の「豊かさ」や力になるということ』を県民の皆様にはわかりやすくご理解いただけるように、『ちがいを豊かさに』という端的なフレーズに集約し、基本目標に掲げることといたしました。

III 取組方針

1 基本的な考え方

定款に定める公益目的事業（４項目）について、計画期間中、次の方針で取り組みます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 多文化共生の地域社会かながわづくり(2) 県民・ＮＧＯ等との連携・協働による国際活動の促進(3) 国際性豊かな人材の育成(4) 学術・文化交流の促進 |
|---|

(1) 「多文化共生の地域社会づくり」への取り組みを重点的に行う

外国人住民が増加し多様化する中で、外国人住民が安全・安心に過ごし、自分らしく地域社会で生活していけるよう、「多文化共生」への対応ニーズに応える事業を重点的に取り組みます。

近年、外国人住民の出身地の多様化が進むとともに、日本語のみならず英語も通用しない方々が増えています。また、来日時点の日本語能力あるいは来日後の日本語学習の習得方法にも格差が広がり、生活に必要な情報が、広く、正しく、迅速に伝わりにくい懸念があります。

そこで、自治体などの公的セクター、ＮＧＯ／ＮＰＯ等と連携・協力しながら、「やさしい日本語」や多言語による生活に必要な情報提供を行うとともに、地域日本語教育の総合的な体制づくりを進めてまいります。

(2) 県内各地域で展開する多文化共生に関わる様々な主体と連携・協働し、またその活動を支援する

多様な諸課題に多角的かつ効果的に取り組むため、県内の行政機関・市民団体・外国人コミュニティなど立場の異なるさまざまなセクターと協力し、それぞれの特性を発揮しあえるようコミュニケーション・連携を進めます。

また、市町村やＮＧＯ／ＮＰＯ等が進める多文化共生の取り組みに対し必要な支援を行います。特に、各セクターが単独では対応が困難な課題や新たな課題に対しては、試行的・先進的な取り組みやサポートを財団が率先して行います。

さらには、外国人コミュニティや市民団体・教育・福祉関係者等に対する相談対応、活動資金助成、相互交流の場づくり等の支援を行い、ネットワークを形成しながら各主体間で連携協力し相乗効果を発揮しあえる関係づくりを目指します。

(3) 国際社会の課題解決につながる人材を育成する

学校教育において多文化共生について学ぶ機会はあまり多くはありません。そこで、学校とも密接に連携しながら、外国人住民との共生について考えるきっかけ作りを推進することにより、地域の国際化や諸外国への関心を持つ人材育成を行います。

そしてまた外国人住民とも関係づくりを行うため、外国人コミュニティの課題解決に挑むキーパーソンとの連携・協力を通して、身近な地域から取り組むことの大切さを

共有し、多様な人たちと協力し共に生きる社会づくりを目指します。

(4) 学術的な成果や文化交流の視点を活かし事業を実施する

国際社会で見受けられる国家間・民族間・宗教間などにおける軋轢は、政治、経済、文化、環境問題そして情報通信分野における技術革新等によって大きくうねる荒波の中にあります。

日本においてもその影響から逃れることはできず、入管法改正などによる外国人住民のさらなる増加や、それに相対する形で広がり懸念される差別やヘイトスピーチ、また新型コロナウイルス感染症拡大によって増幅された外国人住民の所得や生活の格差などは身近な生活に影響を及ぼす「地域の課題」ともなっています。

このような課題へのアプローチとして、事業全般において、有識者による学術的知見の活用や文化交流などグローバルな視点と生活感覚に根差したローカルな視点の双方から考察を行ったうえ、さまざまな国際交流活動実績や湘南国際村において育まれた活動実績も活かしながら効果的に事業を展開してまいります。

Ⅳ 取組方向

1 基本的な考え方

外国人住民との共生社会実現を図るためには、地域社会において外国人住民が直面する「言葉」、「制度」、「心（意識）」の障壁を低くする必要があります。

そのため、外国人住民を地域社会の一員として受入れていくとの視点に立ち、日本人と同様に行政サービスを享受し安心して生活することが出来る環境を整備していくことが求められています。

まずは、多言語による情報提供や相談対応など、財団として外国人住民に対する基本的な支援を強化する必要があります。

そして、地域社会で外国人住民に最も身近な行政機関である市町村による「多文化共生」の施策推進や対応力強化が図られるよう、また、NGO／NPOや各種コミュニティ等による共助活動が一層きめ細かく進むよう、財団として支援を行っていくことも必要です。

さらに、外国人住民が「地域社会において共に生きる隣人」であることを地域社会を構成する一人ひとりが再認識するよう、意識啓発をしていく必要があります。

以上の考えに立ち、財団は、次の3つの取組方向のもとで、事業に取り組みます。

- (1) 外国人住民へのベーシックサポート
- (2) 多文化共生の地域社会の仕組みづくり
- (3) 多文化理解の促進と国際人材育成

2 事業体系

財団事業については、大項目3本と中項目9本からなる事業体系のもとで実施します。

大項目	中項目	備考(対象)
(1) 外国人住民への ベーシックサポート	外国人住民への生活情報提供	外国人住民
	県内の地域日本語教育の環境整備と推進	
(2) 多文化共生の 地域社会の 仕組みづくり	NGO／NPOによる多文化活動の支援	支援者
	公的機関等の多文化対応力強化	
	外国人コミュニティとの連携と人材育成	
	外国につながる子ども・家庭支援	
(3) 多文化理解の促進と 国際人材育成	多文化理解の普及による多文化共生社会の土壌づくり	県民一般
	多文化共生社会を担う青少年の育成	
	多文化共生社会に向けた調査研究や交流の促進	

V 取組内容

1 外国人住民へのベーシックサポート

(1) 外国人住民への生活情報提供

外国人住民が安全・安心に過ごし、自分らしく地域社会で生活していけるよう、自らが使用する言語での暮らしに必要な情報の理解と困りごとに対する相談先の存在が重要です。こうした施策として、多言語情報メールサービス「INFO KANAGAWA」と「多言語支援センターかながわ」を有機的に連携させて、防災、医療、教育、福祉など日常生活の基本となる支援策を継続して進めてまいります。

多方面に影響を与えているコロナ禍による社会不安は、短期的に解決することはないと考えられ、外国人住民や外国人コミュニティに対して、正確な情報の提供と相談が不可欠となります。こうした支援活動を確固たるものにするため、多言語を活用できる人材及び連携機関との強いパイプ作りを進めてまいります。

また、災害発生時には、県との協定により「神奈川県災害多言語支援センター」を運営します。これまで発生予測不能な地震を想定をした体制づくりをしてまいりましたが、気象情報から事前対策の可能な風水害への備えなど、災害弱者となりがちな外国人へのサポート体制を強化します。

(2) 県内の地域日本語教育の環境整備と推進

県内の地域における日本語教育には、「日本語教育を行う主体や範囲、役割が明確でない」「専門家による日本語教育の必要性」「相互理解の場としての日本語ボランティア教室への支援の必要性」「外国人が日本語学習にアクセスできていない」等の課題があります。

そこで、神奈川県が取りまとめた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」等に沿い、多文化共生の地域づくりの一環として、外国人住民の日本語教育環境を整備します。また、アカデミアの実績や手法も活用しながら、県・市町村・関係機関等との連携を強化し、各地域の実情に応じた取り組みが進められるよう支援を行い、広域の人材育成とネットワークづくり、地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国人住民への日本語学習へのアクセス促進を行うことにより、県内の地域日本語教育の総合的な体制づくりを進めます。

2 多文化共生の地域社会の仕組みづくり

(1) NGO／NPOによる多文化活動の支援

県民主体による多文化共生の活動を普及させるため、「かながわ民際協力基金」の助成を通じて、NGO／NPOや外国人コミュニティ等が核となる共助活動の支援を行います。

特に、県内の状況を踏まえて必要に応じ重点課題のテーマ設定を行う助成枠の利便性をアピールし、新規の団体あるいは事業のスタートアップを促進させます。そして県内の各地域の実情に応じた、子育てや教育に関わる多文化共生あるいは日本語学習などの活動を活性化させていきます。

(2) 公的機関等の多文化対応力強化

外国人住民が生活課題の解決のために自ら行動していくためには、自治体や病院、社

会福祉機関等の公的セクター側が外国人住民の文化的背景・来日背景などについて理解を深める必要があります。そして、外国人住民が置かれている状況への理解を深めながら相手の立場にたってよく話を聞き、一緒になって課題解決に向けて対応していく姿勢が求められます。

また、外国人住民が各セクターを訪問、照会をした際に、より実りある相互理解が可能となるよう、「多言語支援センターかながわ」をはじめとする外国人支援窓口や、「やさしい日本語」の活用により、公的機関そのものが外国人への対応力を向上させる必要があります。

さらには、外国人住民が主体的に自己を表現する一つの機会として、アートを通じた県内公立美術館の各館でのワークショップ等の場づくりとともに、社会教育・文化施設等公的な文化施設へのアクセスについてもさらなる向上が求められています。

これらの実現のため、財団がこれまで支援してきた公的機関との事業実績を活用し、県内各地において講座等の開催による支援メニューの提案をします。

(3) 外国人コミュニティとの連携と人材育成

外国人住民が日本社会で生活していく上で必要な知識や情報を当事者に届けるためには、外国人コミュニティとの連携は不可欠です。そこで2段階に分けて連携を強めていきます。まずは外国人コミュニティのリーダーを集めた意見交換会を開催して、何が課題となっているのかについて直接、当事者からの意見を聞きます。またコミュニティリーダーの協力を得ながら、外国人住民が日本の慣習や社会制度を学ぶ学習会を新たに県内各地で開催します。

このような、ニーズの聞き取りと、それに対応した学習の場の設置という2段階にわたる連携を行うことで、外国人住民が日本で暮らしやすくなるような情報提供をするとともに、財団との意見交換や連携あるいはコミュニティ同士の経験と情報の共有を通して、外国人コミュニティのリーダーとしての資質をさらに向上していけるよう人材育成の支援をします。これらの連携を通して、財団としても社会情勢の変化に応じて求められる支援のあり方を学ぶ機会とします。

(4) 外国につながる子ども・家庭支援

ライフステージの初期段階（妊娠・出産・育児等）において、外国人住民にとっては親族や知人等からの支援も受けづらく、孤立しがちです。これまで、とりわけ命に係わる母子保健の観点からの支援策に取り組んできましたが、新生児の国籍や在留資格の取得方法など、保健分野を超えた生存権に関わる社会制度との重要項目を加えた支援を展開してまいります。

また、子どもの成長に伴う「教育」において、外国人住民が特にとまどい悩むのが「進学」問題です。関係機関と連携し外国につながる子どもの中学校から高校への進路調査を継続的に実施し、これらの外国人保護者と子どもたちが進学時及び進学後に出合う課題解決のために関係機関と連携し取り組んでまいります。

3 多文化理解の促進と国際人材育成

(1) 多文化理解の普及による多文化共生社会の土壌づくり

なぜ外国人が日本に来て働いているのか、どのような仕事を担っているのか、彼ら彼女らが日本で生活する上でどのような問題を抱えているのかなど、外国人住民をめぐる社会的状況についての理解を促進するため、広く一般県民を対象とした講演会を県内各地で開催します。さらには県内で多文化共生に取り組む地域のフィールドワークや、そ

うした活動に取り組む団体同士の意見交換会も実施します。

そして、多様な文化的・社会的背景の違いを抱える外国人住民に対する理解を深めることで共生意識を育む機会とします。さらには「やさしい日本語」などの多文化共生社会の担い手となるために必要な情報の普及も図りつつ、多文化共生の活動をする団体の紹介もしながら、身近な地域でできることを考える場を作ります。

(2) 多文化共生社会を担う青少年の育成

県内に定住している外国人住民は地域社会に欠かせない存在となっており、高校生・大学生等の青少年も将来の進路や職業に関わらず、多様な文化や言語をもつ人たちと、より密接に関わり、ともに生きていく必要があります。

そのため、高校への講師派遣や各種セミナー等を開催し、外国人住民と実際に交流をしたり、地域で行われている多文化共生の取り組みを知る機会を提供することで、さまざまな国に対する関心や、日本とは違う社会的・文化的背景の中で過ごしてきた他者への理解を深めます。

(3) 多文化共生社会に向けた調査研究や交流の促進

多文化共生社会の形成には、さまざまな団体との連携やネットワークづくりを通して共感の輪を広げていくことが大切です。そこで、例えば湘南国際村にある研究機関など、専門分野の異なる組織をパートナーとして、多面的な視点から多文化共生社会について考えるワークショップや講演会を開催することで、新たな関心層の掘り起こしをします。また、多文化共生社会の実現に向けた「地域の課題」の解決に向け、グローバルな視点とローカルな視点の双方から調査研究を行い、財団事業に反映させます。さらにウェブ上のツールも上手に活用しながら、財団の各事業で得られた知見を広く発信しつつ、隣接する分野とも交流することで、交差する課題の解決につなげていきます。

VI 財団運営

1 組織

これまで「本部」（湘南国際村センター内）及び「横浜事務所」（かながわ県民センター内）の2事業所4グループ体制となっていますが、「広報」などの共通業務はグループ横断で取り組むなどの工夫をし、最小の体制で最大の効果をあげるように努めています。

一方、第2期計画期間中、「多言語支援センターかながわ」業務の拡充や新たな日本語教育の実施など、業務の質・量が増大するとともに、県内市町村と連携した取り組みが進むなど、業務環境が大きく変化しています。

このため、財団の組織力を一層高め発揮できるように、業務執行体制の見直しや横断的なプロジェクトチーム対応の活用、スタッフの柔軟な配置を図るほか、地域日本語教育推進のためのスタッフ増強などの人員体制の強化も検討してまいります。

また中期的な観点から、事業所体制のあり方や再雇用制度の導入、今後の職員採用などについての検討を進めます。

2 財務

現状の財政は、収入は積立資産の運用収入や県補助金を中心としていますが、必要な支出を賄うには十分でないことから、収支不足が生じています。

これまでも、積立資産の運用収入や新規受託事業の確保、役員報酬・人件費や経費の削減など、収支にわたり改善に努めており、また、多文化共生施策の進展に伴い、令和3年度は県からの補助・委託事業が拡充されたものの、安定した財政基盤の確立が求められています。

このため、新たな外部資金の確保や資産の効果的な運用、また引き続きの固定費抑制維持など、収支の改善に取り組むとともに、中期的な視点に立ち、公益財団法人として安定的な事業運営が持続できるよう、財政構造の転換をめざし検討を進めます。

3 業務運営

財団の使命を全うするため、情報公開の徹底により組織の透明性、公正性を担保し、個人情報保護についても定期的な研修の実施や責任者による日常の業務管理を遂行します。

また、情報セキュリティに対する万全な体制の構築とデジタル化等業務の効率化を進め、生産性向上に努めるとともに、ワークライフバランスを進展させるため在宅勤務制度を導入します。

VII KPI(重要業績評価指数)の設定

各事業については、事業の成果を目に見える形で把握検証していくために、財団としての主要・象徴的な事業であり、かつ、数値による検証が可能でわかりやすいという観点で、大項目ごと及び財団運営上の面から、それぞれ一つずつのK P I（重要事業業績評価指数）を設定します。

1 外国人住民へのベーシックサポート

外国人向け生活情報・多言語情報メールサービス「INFO KANAGAWA」配信数

(単位：件)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
9,500	10,000	10,500	11,000	11,500

※多言語情報メールサービス「INFO KANAGAWA」は、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、やさしい日本語による情報を配信する事業です。K P Iは、過去実績の平均をもとに、毎年度500件の配信数増加を設定します。

※配信数は読者登録者数とFacebookフォロワー数の合計数値

2 多文化共生の地域社会の仕組みづくり

かながわ民際協力基金・小口助成申請者数

(単位：件)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5	6	7	8	10

※20万円を限度額とする小口助成は助成プログラムの中でも新規の団体・事業のスタートアップとして活用されることを想定していることから、多文化共生の地域づくりに資する県民による共助活動の普及を促進します。各年度の目標値は、過去実績から勘案したものです。

3 多文化理解の促進と国際人材育成

多文化共生セミナー参加者の満足度

(単位：%)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
70%	72%	74%	77%	80%

※多文化共生に対する理解を深めるセミナーとして、社会的関心の高いテーマを取り上げつつ継続的に参加者に満足していただける内容を提供し、幅広い普及につなげるために満足度を数値設定します。概ね、参加者3人のうち2人からは肯定的な評価となる70%、そして5年後には80%の数値目標を目指します。

4 財団運営

外部受託事業数

(単位：件)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
2	3	3	4	4

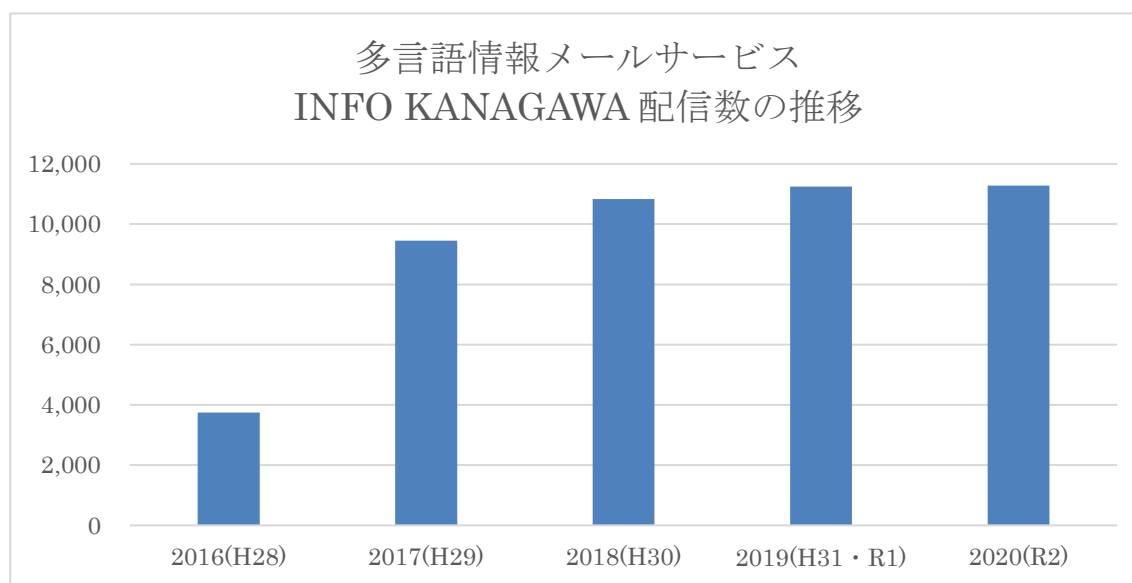
※法律等において国が県へ実施を求めている多言語による相談事業（「多言語支援センターかながわ」）及び地域日本語教育の総合的な体制づくり事業の継続的な受託を目指すとともに、さらに幅広く外部機関等からの事業受託による新たな財源の獲得を目指します。

<参考資料>

参考資料１ 外国人向け生活情報・多言語情報メールサービス「INFO KANAGAWA」配信数

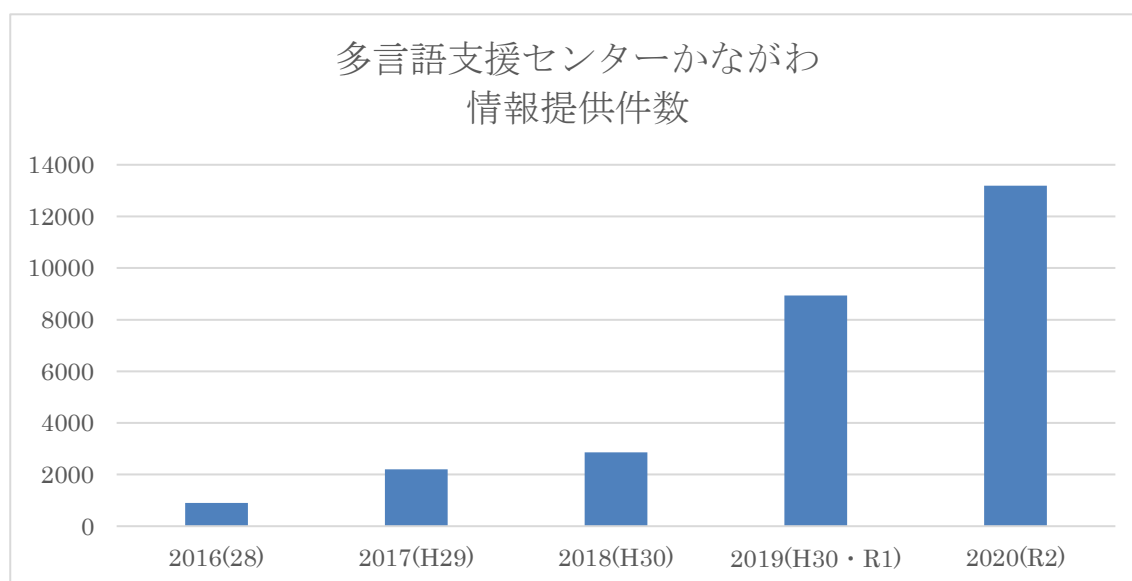
年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H30・R1)	2020 (R2)
配信数	3,746	9,450	10,838	11,249	11,278

※配信数は読者登録者数と Facebook フォロワー数の合計数値



参考資料２ 「多言語支援センターかながわ」対応件数の実績

年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H30・R1)	2020 (R2)
情報提供件数	900	2,198	2,860	8,931	13,185



参考資料3 2020(R2)年度中の新型コロナウイルス感染症関連の対応件数の実績

2020(R2)年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	213	155	145	127	134	163	106	104	98	188	106	126

新型コロナウイルス関連で対応した主な内容

※下記の項目や各種手続きについて情報提供や支援、担当部署との電話通訳等を行った。

- 感染予防方法や感染状況
- 感染者や濃厚接触者との連絡調整
- 解雇・減収・業績不振
- 各種支援制度(給付金、補助金、貸付、奨学金、食糧支援等)
- 在留資格の更新・変更
- 帰国・入国(運航状況、検査、隔離)
- 妊娠・出産、子どもの教育、DV
- ワクチン接種

参考資料4 かながわの地域日本語教育の施策の方向性(概要)

かながわの地域日本語教育の施策の方向性(概要)

令和2年3月取りまとめ

経過

本県は、これまで多文化共生社会の実現に向けて全国に先駆けて取り組んできたが、平成31年4月の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律等」により、今後、外国籍県民の更なる増加が見込まれる中、外国籍県民等と共に暮らす環境を整えるためには、言葉の問題は重要な課題である。

県では、令和元年6月に成立した「日本語教育の推進に関する法律」に地方公共団体の責務が規定されたこと等を踏まえ、県内の市町村等の日本語教育施策等の現状と課題を把握した上で、行政、日本語ボランティア、関係機関等の役割を考え、本県の地域日本語教育の推進に向けた施策の方向性を取りまとめることとした。

県内の地域日本語教育

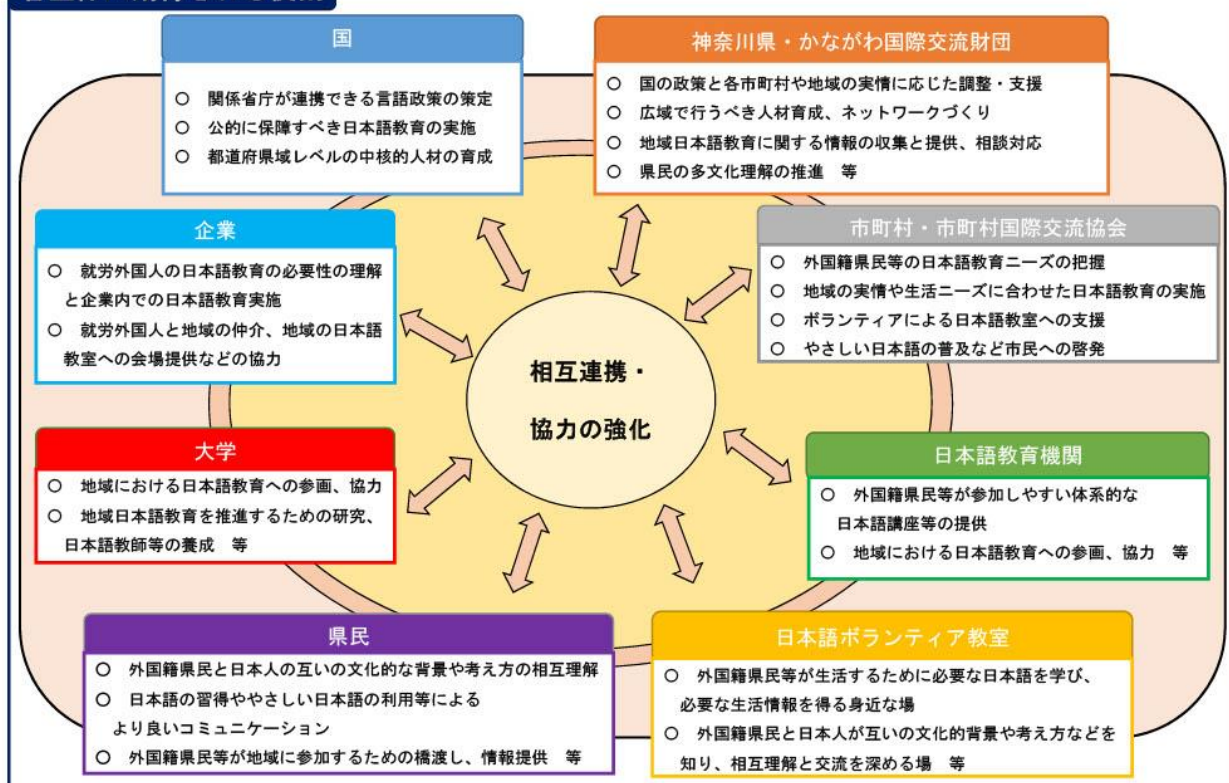
現状

約250の日本語ボランティア教室があり、全国的に見ても活動が活発な地域である。
多くのボランティアに支えられ、
●生活者としての外国人が日本語を学べる場
●外国籍県民等の居場所や地域社会の入り口
(地域の多文化共生の拠点)
として、大きな役割を果たしている。

課題

- ◆ 日本語教育を行う主体や範囲、役割が明確でないこと
- ◆ 専門家による日本語教育の必要性
- ◆ 日本語ボランティア教室への支援の必要性
- ◆ 外国籍県民等に日本語学習の場や手段の情報が届いていないこと

各主体に期待される役割



神奈川県としての施策の方向性

多文化共生の地域社会づくりの一環として、県内各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付け、地域社会の一員として安心して生活し、活躍できる環境の整備に努める。そのため、県に期待される役割を踏まえ、県内の地域における日本語教育の体制づくりの推進に向け、次の4つの方向性で取り組む。

① 市町村や関係機関等と連携した地域日本語教育体制の整備

国・県・市町村・関係機関等との連携を強化しつつ、県に期待されている役割を踏まえ、各市町村や地域の実情に応じたコーディネートや支援を実施し、地域日本語教育の総合的な体制を整備する。

- コーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進
- 市町村等が地域の日本語教育について情報共有や意見交換できる会議等の実施
- 専門家による日本語講座開催の促進

② 地域日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり

外国籍県民等と地域社会の接点であり、相互理解の場でもある日本語教室が、より良い形で継続・発展していけるよう、市町村等と協力し、人材育成とネットワークづくりに努める。

- 市町村の日本語教育を担当する人材の育成
- 日本語ボランティア教室のリーダー的人材の育成、県域でのネットワークづくり

③ 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進

外国籍県民等、日本語ボランティア、市町村等に対して県内の日本語教育に関する情報提供や相談対応を行う。特に、外国籍県民等に対しては、日本語学習ができる教室や日本語学習の方法が十分に伝わるよう、情報提供の充実を図る。

- 外国人コミュニティ、相談窓口等との連携による支援の充実
- 情報の収集と提供・相談対応・学習支援

④ 多文化理解の推進

多文化共生の地域社会づくりを進めるため、県民が、外国人材の受入れ政策及び外国籍県民と日本人の互いの文化的な背景や考え方の理解を深める機会や、より良いコミュニケーション方法を学ぶ機会等を提供する。

参考資料5 民際協力基金小口助成団体への助成状況

◆過去5年（2016-2020）の小口助成件数：22件

◆過去5年（2016-2020）の小口助成団体数：11団体

年度	事業名	申請団体
2020	在住イスラム女性達が健康で安心して自分らしい生活を送る為の、同行、訪問支援と交流活動事業	Ayase Muslim Women's Organization
2020	外国人保護者の子育て支援事業—Kindy Support	NPO 法人 Sharing Caring Culture
2020	外国人生徒のための進路支援事業	多文化ユースプロジェクト
2020	彩とりどりはだの共生プロジェクト	はだの子ども支援プロジェクト「ゆう」
2019	在日ミャンマー人のための生活相談及び支援	特定非営利活動法人 リンク トゥ ミャンマー
2019	在住イスラム女性達が健康で安心して自分らしい生活を送る為の、同行、訪問支援と交流活動事業	Ayase Muslim Women's Organization
2019	外国人の居場所づくり事業	特定非営利活動法人外国人支援ネットワークすたんどばいみー
2019	外国人生徒のための進路支援事業	多文化ユースプロジェクト
2019	外国籍家族の子育て応援プロジェクト	NPO 法人 Sharing Caring Culture
2019	彩とりどりはだの共生プロジェクト	はだの子ども支援プロジェクト「ゆう」
2019	組織の自立を目指した支援者・会員・寄付確保のための広報活動の充実（団体活動充実事業）	特定非営利活動法人 リンク トゥ ミャンマー
2018	在住イスラム女性達が健康で安心して自分らしい生活を送るための、同行、訪問支援と交流活動事業	Ayase Muslim Women's Organization
2018	在住ネパール人のための相談窓口プロジェクト	特定非営利活動法人かながわネパール人コミュニティ
2018	在日ミャンマー人のための生活相談および支援	特定非営利活動法人リンク トゥ ミャンマー
2018	組織の自立を目指した支援者・会員・寄付確保のための広報活動の充実（団体活動充実事業）	特定非営利活動法人リンク トゥ ミャンマー
2017	在日ラオス人の子どもたちや若い世代へのラオス文化継承と大人への日本での暮らし方を学ぶ機会を提供する事業	特定非営利活動法人在日本ラオス協会
2017	相談窓口プロジェクト	特定非営利活動法人かながわネパール人コミュニティ
2017	在日ミャンマー人のための生活相談および支援事業	特定非営利活動法人リンク トゥ ミャンマー
2016	外国人養育者の地域相互扶助グループの立ち上げと事業化	カムオン・シェシェ
2016	在日ラオス人の子どもたちや若い世代へのラオス文化継承と大人への日本での暮らし方を学ぶ機会を提供する事業	特定非営利活動法人在日本ラオス協会
2016	南米人コミュニティに対するCAC(Creative Art for Communication)ワークショップ 及びリーダー養成のための全6回のトレーニングコース	SONRISA
2016	在日カンボジア人の日常生活を向上及び明るい日本社会につなぐ事業	特定非営利活動法人在日カンボジアコミュニティ

参考資料6 公的機関への研修・講座等の協力実績

2019(R 元)年度～2020 (R2) 年度 計 39 件

県内自治体一般	3
児童福祉関連機関等	5
人権関連研修	1
医療機関	4
自治体の子育て担当部署	4
教育委員会・学校・教員免許更新関連	19
警察	1
県外自治体からの講師派遣要請	2